

きょうどう

2018年8月1日号

NO. 29

経営理念

- 一 納税者の権利を守り、経営と暮らしの発展をめざします。
- 一 憲法を擁護し、民主的・公正な税制と税務行政の確立をめざします。
- 一 地域と共存し、中小事業者と社会の発展に貢献します。



「再開された菊池溪谷」

天も怒った！

代表社員・税理士 荒尾寿味雄

この夏の暑さはどうでしょう。燃え上がるような暑さの毎日ですが、みなさまお変わりございませんか？

一昨年の熊本地震から二年三ヶ月が経ちました。この間、昨年七月には九州北部豪雨災害、そして今年も七月初めに西日本豪雨災害が発生し、更には日本各地で大小の地震が頻発しています。被災地の皆様のご苦勞に心痛むところでございます。

さて、今年の国会は「重要法案審議のため」として会期を延長し七月二二日に閉会しました。「重要法案」とは、日本にとばく場（カジノ）を持ち込むカジノ実施法案や、政権党にとって都合のいい参院の定数を増やすための選挙制度改定法案です。七月初めの豪雨で厳重な警戒が呼びかけられていた五日夜、安倍首相も参加して自民党議員らは酒盛りで暑氣払いを行ったり、災害対応を国政の最優先課題として取り組むことが求められる時、その先頭に立つべき国交相は、強行されたカジノ法案審議にへばりついているー「しんじられない」有様です。

この夏、文字で表現しようのないほどで「命にかかわる危険な暑さ」そして「一種の災害」と言われる暑さが続いています。今の国政、安倍政権のありようも国民にとつては大きな災害と言える状況です。自然災害は手の施しようがないところがありますが、人為には人意で対抗できます。天の怒りのような今年の暑さを、私たちのエネルギーにしたいものです。

平成 30 年度税制改正

平成 30 年度税制改正法案が 3 月 28 日に参院本会議で可決・成立しました。今回の改正では、個人所得課税・法人課税・資産課税・事業承継税などの改正が行なわれました。

ここでは、全ての納税者に影響がある基礎控除の改正を含む「個人所得課税」の見直しと、多くの中小企業で今深刻な問題となっている事業承継問題に対処するため、時限的に特例措置の創設を盛り込んだ「事業承継税制」について見ていきたいと思います。

1. 個人所得課税の見直し(平成 32 年分以降の所得税から適用)

(1) 改正の背景

「働き方の多様化を踏まえ、様々な形で人をあまねく応援する等の観点から個人所得課税の見直しを行なう…」として今回の税制改正では、「給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替」が行なわれました。

(1) 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替

働き方の多様化を踏まえ、働き方改革を後押しする等の観点から、特定の収入にのみ適用される給与所得控除及び公的年金等控除の控除額を一律10万円引き下げ、どのような所得にでも適用される基礎控除の控除額を10万円引き上げます。



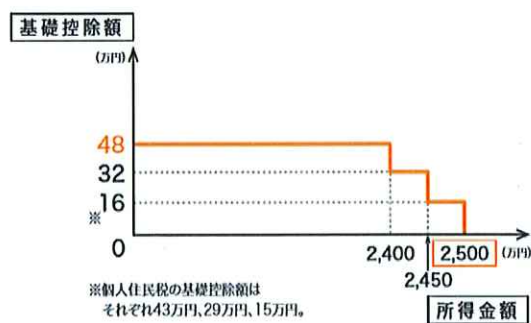
※給与所得と年金所得の双方を有する方については、片方に係る控除のみが減額されます。

財務省資料

(2) 基礎控除の引上げ

これまで一律38万円とされていた基礎控除が、48万円に引上げられました。

その一方、合計所得金額が2,400万円を超え2,500万円以下の方は基礎控除が段階的に減額され、2,500万円を超える方は基礎控除がゼロとされました。



財務省資料

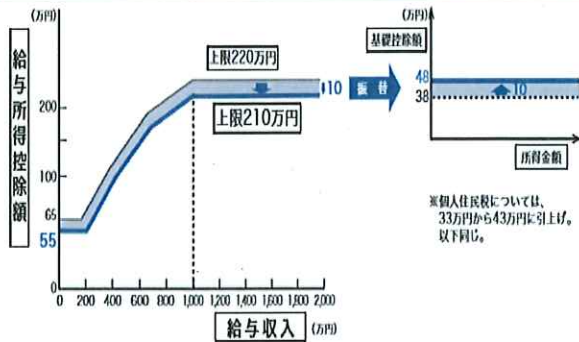
(3) 給与所得控除の見直し

①給与所得に対して適用される「給与所得控除」が一律10万円引き下げられます。

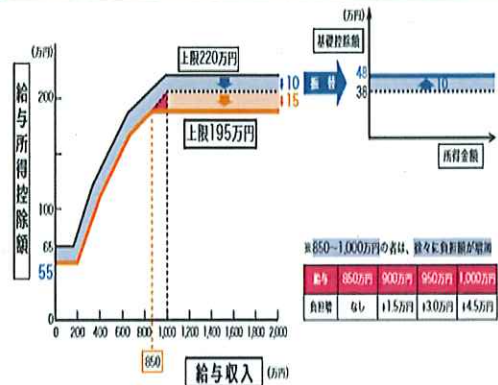
また、給与所得控除の上限額が、「給与収入1,000万円超で220万円」だったものが「給与収入850万円超で195万円」に引き下げられます。

②給与所得者のうち、同一の生計内に、22歳以下の扶養親族がいる「子育て世帯」や特別障害者がある「介護世帯」については、給与収入が850万円を超えても増税とならないように措置(所得金額調整控除)が講じられます。

子育て世帯等(注) ⇒ 負担増減なし



子育て世帯等(注)以外 ⇒ 850万円超から徐々に負担増



財務省資料

(4) 公的年金等控除の見直し

- ①控除額が一律10万円引き下げられます。
- ②公的年金等収入が1,000万円を超える場合の控除額について、195万5千円の上限が届けられます。
- ③公的年金以外に高額な所得がある年金受給者の場合には、上記①、②の改正後の控除額から、公的年金以外の所得が1,000万円を超え2,000万円以下で10万円、2,000万円超で20万円引き下げられます。なお、給与と年金の両方がある人は、合計20万円の控除縮減にならないよう、給与所得で調整されます。

(5) 青色申告特別控除

- ①正規の簿記の原則に従って記録している者に係る青色申告特別控除の控除額が65万円から55万円に引き下げられます。
- ②上記①にかかわらず、取引を正規の簿記の原則に従って記録している者で、次に掲げる要件のいずれかを満たす場合には青色申告特別控除の控除額は65万円のままとされます。
 - i) 一定の帳簿について、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存等の特例に関する法律に規定する電磁的記録等の備付け及び保存を行なっていること。(電子帳簿保存)
 - ii) その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等の提出を、その提出期限までに電子情報処理組織を使用して行なうこと。(電子申告)

(6) 今回の個人所得課税の見直しについて

以上、平成30年度税制改正の個人所得課税の主な改正を見てきましたが、はたして財務省が言う「働き方の多様化を踏まえ、様々な形で働く人をあまねく応援する等の観点」からの改正になっているのでしょうか。

そもそも基礎控除は、最低限度の生活を維持するのに必要な部分は担税力を持たないとする考え方に基づいています。これは、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とする憲法25条からの要請です。今回の改正で基礎控除が10万円引上げられ48万円と成りましたが、はたして48万円で生活ができるのでしょうか。イギリス180万円、フランス124万円、ドイツ111万円、(2016年4月現在)など欧米諸国では手厚い基礎控除が設けられています。日本ではこれを放置したまま、給与所得控除と公的年金等控除から基礎控除への振替という小手先の「改正」を行ないました。これではますます税法そのものが歪められてしまいます。

さらに財務省は、給与所得控除については、『控除額を主要国並みに漸次適正化する』との方針の下、段階的に見直しをすすめていきます。」とし、給与所得者など取りやすいところから税金を取ることが計画しています。私たちも今後の動きを注意して見ていく必要があります。

2. 事業承継税制(平成30年1月1日から)

(1)改正の背景

高齢化が急速に進展する中で、中小企業の円滑な世代交代は待ったなしの課題となっています。これまで事業承継税制はありましたが、実際に活用された件数は、制度ができて8年ほど経過していますが全国累計で2千件弱に留まっていました。そこで今回10年間の特別措置として抜本的な見直しが行われ、多くの中小企業がこの事業承継税制を活用できるよう改正が行われました。

(2)改正の概要

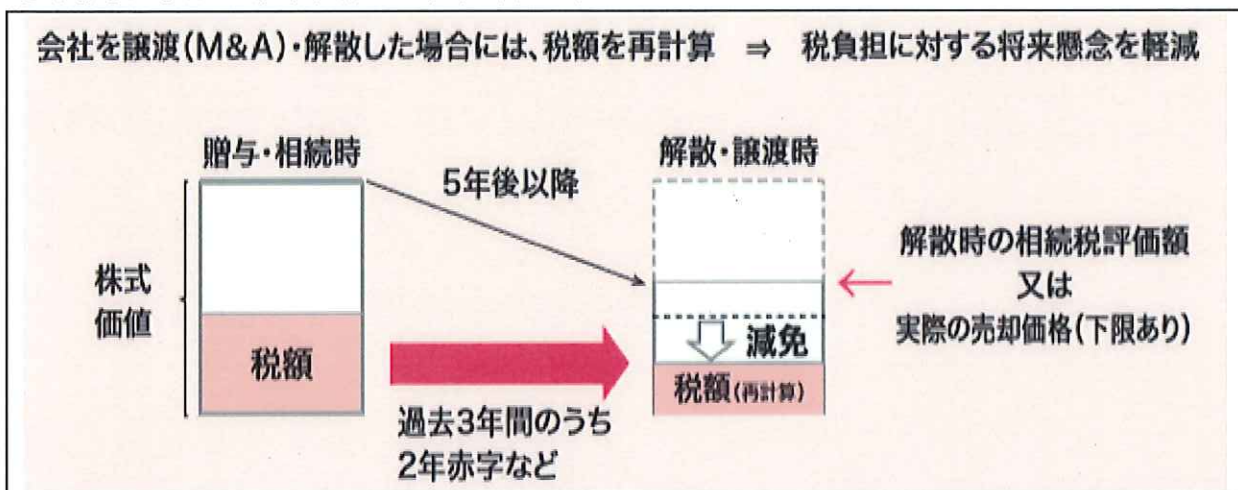
①入口の要件の抜本緩和

〈現行制度〉	→	〈改正後〉
・総株式の最大3分の2が対象		・全株式が対象
・猶予割合80%		・猶予割合100%
・承継後5年間平均8割雇用維持が必要		・雇用要件は弾力化

②承継パターンの拡大

「複数人→1人」及び「1人→最大3人(代表者)」も事業承継税制の対象とする。

③承継後の負担の抜本軽減 ～経営環境変化に対応した減免制度～



財務省資料

(3)しくみ

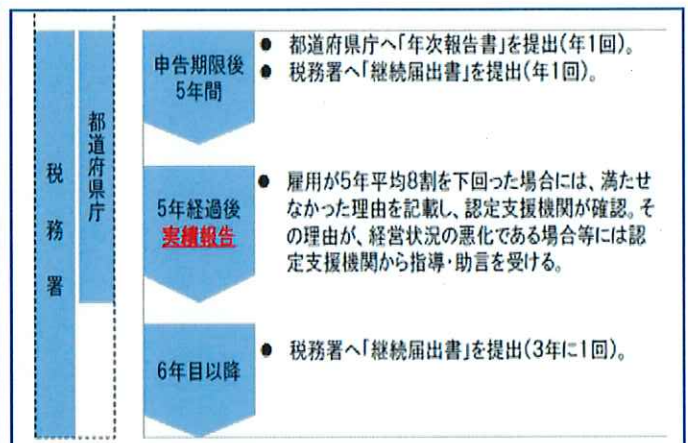
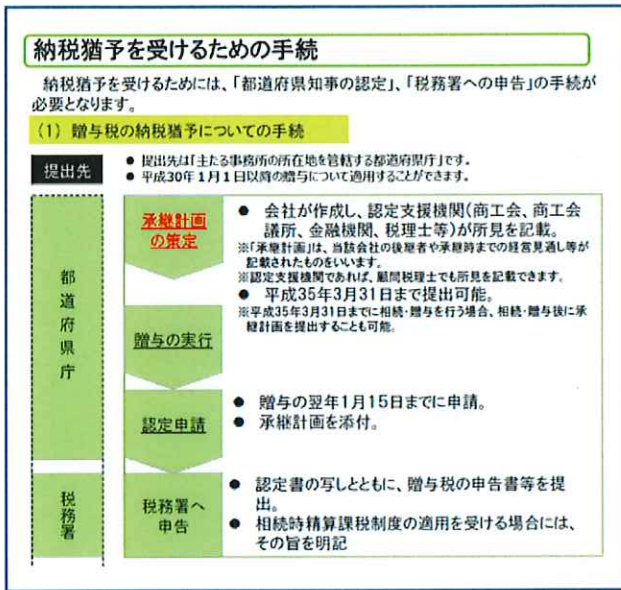
①贈与税

- 後継者が贈与により取得した対象会社株式に係る贈与税の納付を、贈与者(先代経営者)の相続発生時まで猶予することができる。
- 贈与者(先代経営者)の相続により、猶予された贈与税は免除されますが、相続税の計算に加算されます。ただし、その時点で、相続税の納税猶予制度に切り替えて、引き続き納税猶予を受けることができる。
- 贈与から5年以内は多少厳しい要件ですが、5年を経過すると緩やかな要件となる。
- 最終的には、後継者の相続発生か、さらに次の後継者にこの制度を使って贈与することで、猶予を受けた税額が免除される。

②相続税

- i) 後継者が先代代表者から相続等により取得した対象会社株式(全部)に係る相続税(100%)の納税を、後継者の相続まで猶予することができる。
- ii) 後継者の相続があった場合には、猶予されている相続税の全てが免除される。
- iii) 贈与から5年以内は多少厳しい要件ですが、5年を経過すると緩やかな要件となる。
- iv) 最終的には、後継者の相続発生か、さらに次の後継者にこの制度を使って贈与することで、猶予を受けた税額が免除される。

(4) 手続の流れ



中小企業庁資料

平成30年4月1日から平成35年3月31日(5年以内)に特例承継計画を提出

平成30年1月1日から平成39年12月31日(10年以内)の贈与・相続に適用

(5) メリット・デメリット

〈メリット〉

- ・基本的に贈与税や相続税の納税がない
- ・他の事業承継対策のように株価対策が必要ない

〈デメリット〉

- ・猶予期間が長期間に及び書類の提出等が続く
- ・取消事由に該当すると、猶予されていた税額に加え、利息も合わせて納付する必要がある
- ・きわめて複雑な制度である

(6) 最後に

今回の特例措置は、期限が定められているため期限内に承継計画の策定等が必要です。また、取消事由に該当する場合には一定の税負担が発生するなど、気をつけなければならぬ点もありますが、上手く活用すればスムーズな事業承継ができる制度となっています。

事業承継や将来の相続税の負担等をお考えの方は、一度当事務所にご相談ください。

消費税を上げなくても38兆円の税源がある

この“消費税NO!!”シリーズのこれまでの3回では、「そもそも消費税はどういう税金か?!」を考えてきました。消費税の『大罪・大悪』という視点で、消費税を『悪税』と捉えてみてきましたが、それでは消費税を無くした（廃止した）としたら消費税に変わる税収をどう確保するのか？ が問われることとなります。今回はこれに答える研究をご紹介します。

〔12の大罪・大悪〕

3回のシリーズで捉えた消費税の大罪・大悪は以下の12の項目です。

- 1 景気を底から冷やす。中小事業者・国民の働く場を失う税金。
- 2 低所得者程負担が重い“逆進性”を持つ、構造的欠陥がある税金。
- 3 徹底した大企業優遇税制
～大企業減税のため。輸出大企業には“戻し税”（国からの補助金）～
- 4 大企業のリストラ推進税制～非正規雇用労働者を増やす～
- 5 中小企業の営業破壊税～赤字でも納税に!!
- 6 膨大な滞納を招く欠陥税制～増税が滞納を増加させる～
- 7 「憲法変えれば戦争税」～社会保障を破壊！
- 8 またまた国民だまし!? 「教育財源に」「社会保障に」～総選挙の度に政略利用～
- 9 消費税増税と2,800億円の増税、大企業には減税!!～2018年度税制「改正」で、2019年10月から10%への増税を決定、法人税率はさらに引き下げ～
- 10 財界が後押しする消費税増税～法人税引下げ、輸出戻し税、リストラ促進等で利益増大～
- 11 消費税増税とリンクする法人税・所得税減税～大企業・高額所得者に恩恵～
- 12 消費税導入でも税収増えず、財政基盤を切り崩した消費税
～消費税導入直後より減少した国の税収、所得税・法人税収は68%に（2017/1990）～

〔不公平な税制をなくせば社会保障財源が得られる〕

「不公平な税制をただす会」は、1984（昭和59）年から「公平な税制確立のための財源試算」を発表してきて以来33年目となり、その研究の蓄積を基に今年1月に、「消費税を上げずに 社会保障財源38兆円を生む税制」を刊行しました。これに示された内容をご紹介しますこととします。

<財源試算の四つの基準>

- ① 費用でないものを費用にすることを認めない…引当金・準備金の整理・廃止、特別償却廃止。
- ② 利益であるものを利益にしないことを認めない…株式発行差金（プレミアム）・受取配当金益金不算入の廃止。
- ③ 著しい税負担の不公平税制を是正する…証券優遇税制、連結納税制度、外国税額控除など。
- ④ 応能負担原則にもとづく税率の適正化…消費税導入後引下げられた法人税・所得税の最高税率を、消費税導入前の税率に戻す。



<税の使い方(歳出)の見直しのポイント>

税の取り方(歳入)の見直しとともに、税の使い方(歳出)も見直します。

- ① 大型開発優先の歳出の見直し…巨大公共事業への税金ばらまき予算を見直す。
- ② 軍事費の大幅削減…51,718億円(2017補正予算合計)の削減。
- ③ 政党助成金の廃止…憲法違反の疑いが大きい。



<不公平税制の是正による増収試算>

表1	国税関係	目安金額 (単位:億円)
項	目	
1.法人税		
(1)	プレミアム非課税廃止	9,140
(2)	受取配当益金不算入の廃止	67,061
(3)	同上(外国子会社からの)	25,719
(4)	各種引当金・準備金の廃止	9,418
(5)	特別償却、割増償却の廃止	9,657
(6)	試験研究費の税額控除廃止	9,770
(7)	連結納税制度の廃止	3,976
(8)	その他特例・税額控除の廃止等	612
	(法人税の増収試算の合計額)	135,353
2.所得税		
(1)	個人利子所得課税の是正(総合課税へ)	138
(2)	個人配当所得課税の是正(税額控除の廃止)	1,202
(3)	個人配当所得課税の是正(総合課税へ)	5,219
(4)	土地譲渡所得の分離課税の是正	5,524
(5)	有価証券譲渡益課税の強化(申告分離廃止)	6,851
(6)	住宅ローン減税制度の是正	6,210
(7)	医師優遇税制、政治資金課税の是正	707
	(所得税の増収試算の合計額)	25,851
3.税率配分の適正化		
(1)	大企業からの増収(法人税率改定による)	99,888
(2)	高額所得者からの増収(所得税率改定による)	12,251
	国 税 合 計	273,343

表2	地方税関係	目安金額 (単位:億円)
項	目	
1.法人税特例廃止による地方税増収		[11,777]
(1)	プレミアム非課税廃止	912
(2)	受取配当益金不算入の廃止	6,700
(3)	同上(外国子会社からの)	1,800
(4)	各種引当金・準備金の廃止	677
(5)	特別償却、割増償却の廃止	963
(6)	試験研究費の税額控除廃止	683
(7)	その他税制、控除の見直し、廃止	42
2.所得税特例廃止による地方税増収		[1,740]
(1)	個人利子所得課税の是正(総合課税へ)	199
(2)	土地譲渡所得の分離課税の是正	1,427
(3)	政治資金課税の是正	114
3.地方税独自の特例廃止による増収		[31,435]
(1)	土地税制の特例の廃止(固定資産	24,185
(2)	償却資産の特例の廃止(固定資産	836
(3)	軽油引取税の課税免除の見直し(軽油取引税)	867
(4)	自動車取得税の非課税の見直し	964
(5)	事業所税の特例の廃止	961
(6)	法人事業税・資本割圧縮措置の特例廃止	2,313
(7)	その他特例の廃止	1,309
4.地方交付税への反映		55,023
5.税率配分の適正化(法人住民税)		6,992
	地 方 税 合 計	106,967

表1・表2の合計

380,310

(補足)平成30年度の国の一般会計予算は、税収総額が590,790億円(59兆円)で、内訳は所得税19兆円、法人税12兆円、消費税17兆円、その他11兆円(いずれも概算)です。上表の試算によって国税が27兆円増収となれば、消費税収が無くなってもなお10兆円近い税収が増えることになります。

地方税についても、地方消費税収約4.7兆円(消費税収から推計)は、地方税収の増収10.6兆円で充分賄うことができることになります。

平成29年分所得税・消費税の申告結果

息切れ“復興景気”～売上減・納税増～

5月熊本国税局発表の「平成29年分の所得税等、消費税…の確定申告状況等について」は、『これを平成28年分と比較すると、納税人員、所得金額、申告納税額はいずれも増加し、2年ぶりの増加』と総括して、要点を次のようにとらえています。①事業所得者は納税人員・所得金額は共に0.7%の増加、申告納税額は2.6%の減少。②消費税の申告件数は前年から横ばいで、納税申告額は減少(▲0.4%)となっており、4年ぶりに減少。

これに対して当事務所の申告結果は、①所得税は、売上(収入)・所得は共に減少、税額は5%増加、②消費税は、課税標準(売上・収入)は減少(▲1%)の反面納税額は2%の増加と、熊本国税局全体の趨勢と逆の状況となっています。

平成29年分の申告結果は、総体的には一部の事業以外は依然売上げ不振の状況下であり、反面消費税の納税だけは増加する傾向が続いています。

業種別に見れば、小売業・建設業・サービス業・不動産業は収入・所得・税額で前年比プラスとなっていますが、卸売業・農林漁業・製造業・飲食業は前年をクリア出来ず不振から脱却出来ていません。

消費税では、建設業が課税標準で13ポイント、納税額で14ポイント前年比プラス、他はほとんど課税標準がマイナスとなりながら、卸売業・製造業では納税額が大幅にUPという状況が見られます。所得税申告者の内消費税申告件数の割合は31%(前年32%)でした。

前平成28年分では、熊本地震後の復興特需の反映もあって、総体的に売上・所得共に前年(平成27年)を維持ないしはクリアした結果が現れましたが、29年分にその勢いは続きませんでした。

【所得税・消費税申告状況の前年対比】 29/28 (%)

事業区分	申告所得税 (%)				消費税 (%)			
	件数	事業収入	事業所得	税額	件数	課税標準	税額	
卸小売業	30	96	81	83	15	97	121	
建設・農林・製造業	180	96	90	107	88	101	103	
飲食・サービス業	104	99	96	99	21	93	100	
不動産業	100	104	106	105	6	71	82	
合計	414	97	94	105	130	99	102	
青白別	青色申告者	226	96	91	113	109	98	101
	白色申告者	188	102	102	96	21	109	112

【一人当たり納税額】(円)

所得税		29年分	28年分
		青	303,300
白	262,700	273,800	
平均		285,300	271,200
(100円未満切り捨て)			
消費税		29年分	28年分
		青	700,200
白	488,300	436,000	
平均		666,000	654,000
(100円未満切り捨て)			

【顧問先訪問】

屋号 後藤商店
所在地 菊池市四町分 3076
電話 0968-41-8871
氏名 後藤英明
開業 昭和 53 年



今回の顧問先訪問はヤマメの養殖と店頭販売、釣り堀を経営される「後藤商店」の後藤英明代表を訪問しました。後藤さんは、熊本地震以降閉鎖され、今年の3月やっと再開された「菊池渓谷」で、目の前で焼いたヤマメを販売されます。入口ゲートを通るとすぐ見えてくる「きくち渓谷館」(売店・レストラン)の手前が後藤さんの「職場」です。冗談を交え、焼きあがるのを待つお客さんを楽しませる後藤さんの姿が帰ってきました。夏休みに入った7月24日お話を伺いました。

Q : 菊池渓谷再開！「定位置」に帰ってきたお気持ちは？

A : ありがとうございます。観光協会や菊池市の皆さんの宣伝の効果で地震前よりも訪れるお客さんは多くなった気がします。3月は取材が殺到し熊日新聞にも紹介されました。特に再開初日はテレビカメラがズラリと並び一躍「時の人」扱いでしたね(笑)。県外からのお客さんでしょう「おっちゃん良かったね」、「待ってたよ」とたくさんの方がビックリするほど声をかけてくれます。これが特に嬉しかったですね。

< 菊池渓谷深葉本店 >



菊池渓谷待望の再開！

Q : 地震から再開までのお話を聞かせてください。

A : いつ再開されるか分からない、見通しが立たないのが経済的にも精神的にも参りました。何かしなければと震災の補助金や融資も受け、自宅(菊池市四町分)近くに所有している「釣り堀」を整備し再興しました。人出不足で今は週末のみ開けてますが夏休み以降は家族にも協力してもらい毎日営業していきます。是非遊びに来て欲しいですね。



< 蛍が池自然釣り堀センター >

Q : 今後の展望を聞かせてください。

A : 菊池渓谷で営業を始めてかれこれ40年になります、最近はおちこち体も痛い所が出てきましたが、まずは「50年」を目指して頑張りたいです。ヤマメを楽しみに来てくれるお客さんの中には親子3代で通ってくれる人もいます。ありがたい事です。期待に応えていきたいですね。

編集後記

今回、何度か売り場にお邪魔しましたが、お客さんを退屈させない「話術」に感心させられました。横で聞いていると、ついニヤリと笑いたくなる会話が飛び交います。「口下手」な我々は感心しながら聞いていました。菊池渓谷に行かれた際はぜひヤマメをご賞味ください。ありがとうございました！

東なつこさんが再選



平成30年5月20日に行われた菊池市議会議員選挙で東なつこさんが1379票を獲得5位で当選されました。共同経理前代表社員の故甲斐健彦さんと東なつこさんの夫で元共同経理職員の故東裕人さんから引き継いできた貴重な議席を守り抜きました。

共同経理では、専門の税務については勿論、皆さんの身の回りで起きた困り事や悩み事に対するご相談に応じてお役に立ちたいと願っています。「大変」にならない前に、お気軽にご相談にお出下さい。

◎ 生活相談にも応じます

皆さまの日常生活の面での困り事や悩み事について、ご相談に応じています。特別な調査等で日時や費用がかかる場合以外は無料です。また必要に応じて弁護士や専門家のご紹介を致します。

◎ 相続・贈与は事前のご相談を

相続や贈与といった親族間の財産の移転に関する事項は、事後的なご相談が殆どで、場合によっては親族間の争い「争族」になったり、納税面での大きな負担になったりします。

事前に対策することによって、無用の争いを避け、経済的な負担を軽減することが可能です。ご相談に対応して、最良の対策をご提案することが出来ます。不動産の売買や名義の変更などの際にも、事前にお気軽にご相談下さい。

税務スケジュール

8月31日(金)

- * 6月決算法人の確定申告期限
- * 個人事業者30年分の消費税・地方消費税の中間申告期限

10月1日(月)

- * 7月決算法人の確定申告期限

10月31日(水)

- * 8月決算法人の確定申告期限

11月15日(木)

- * 所得税の予定納税額の減額申請期限

11月30日(金)

- * 9月決算法人の確定申告期限
- * 所得税の予定納税額の納付期限(第2期分)



お盆休 8月15日(水)

※無料法律相談のご案内

毎月10日(土・日・祝日は前後します)に弁護士による法律相談を受け付けています。ご希望の方は事前の予約をお願い致します。

今後の日程は、8月10日(金)・9月10日(月)・10月10日(水)・11月9日(金)・12月10日(月)となっております。

《受付：12時30分から 相談開始：13時から》

*お知り合いでお困りの方へもお知らせ下さい。

【編集と発行】

税理士法人 第一経営共同経理
〒861-1305 菊池市北宮 317-15
TEL 0968(25)1036
FAX 0968(24)5266

URL: <http://kyoudokeiri-tax.com>

参考にさせていただきますので、所報「きょうどう」に対する、ご意見やご要望をお聞かせください。